

有田川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

有田川町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・3～5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・5～6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することにより、働きやすさと働きがいとを両立させ、教育の質の向上を図ることを目的とする。

有田川町は長期総合計画において、「川が結び、川が育む、森とまち～人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち～」を将来像として掲げている。この将来像を実現するためには、未来を担う子どもたちが自らの可能性を伸ばし、社会で活躍する力を育むことが不可欠である。その基盤となる教職員が、心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境を整備することが求められる。

本計画が目指す働き方改革は、単に労働時間を削減することにとどまらず、「限られた時間で最大の成果を生み出す」という意識を組織全体で共有し、業務の精選と効率化を推進するものである。これにより、児童生徒と向き合う時間や授業改善に充てる時間を確保し、有田川町の教育活動の質的向上を図る。

教育委員会は、学校と連携しながら本計画を総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得つつ、教職員のウェルビーイングを確保し、子どもたちの豊かな学びと成長の実現を目指す。また、取組状況を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を進める。

(2) 本町の現状

本町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、令和6年度において以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超過する割合	月80時間を超過する割合
小学校	月38.2時間	30.6%	5.4%
中学校	月30.9時間	22.0%	4.5%

※本結果の教育職員とは、校長・教頭・教諭等（教諭、養護教諭、栄養教諭）を指す。

※教育職員の1日の勤務時間は7時間45分

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校30.6%、中学校22.0%となっている。令和6年度は小学校において新任の校長・教頭が多かったことから、時間外在校等時間が増加した要因と推察される。

今後も教育委員会と学校が連携を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出していく。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日以上にする【10.7日】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

I 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 育友会及び学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、少年センター等が行っている見回りに委ねることとする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 学校徴収金について、教育委員会と学校が連携を図り、学校の徴収業務の軽減を図る。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 対応窓口は有田川町教育委員会こども教育課とし、弁護士等を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

II 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
 - ・町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減に努める。
 - ・学校事務体制の強化のため、教育委員会と事務職員の連携を強化し、事務職員や共同事務への支援体制を整備する。
- ⑥ 校舎の解錠・施錠
 - ・校務員等を含め職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に負担が集中しない環境を整備する。
- ⑦ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、職員の輪番等による負担軽減を促進するとともに、特別支援員や教員業務支援員の積極的な活用を行う。
- ⑧ 校内清掃
 - ・学級担任は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑨ 部活動
 - ・令和13年度中に、原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き、部活動指導員の配置拡充等を進めるとともに可能な部活動について地域展開を進める。

III 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑩ 給食の時間における対応
 - ・特別活動として行う食に関する指導については、学級担任や栄養教諭等が実施し、見守り活動については、緊急時に備えた組織的な体制を構築、職員で共有し輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑪ 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を活用する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑫ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・生徒指導関係の校内会議において、専門的な知見を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、教職員等が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や成績処理、採点業務などの校務の効率化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推進する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう推進する。
- ・長期休業等の期間中に9日間程度の学校閉庁期間を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を積極的に実施する。教育委員会及び各学校

においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者・地域の理解を促進するため、首長部局と連携し保護者・地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。